

那須町車体利用広告物ガイドライン

1 趣旨

近年、印刷技術や広告技術の著しい発展により、美しく効果的な車体利用広告が可能となり、街に賑わいを創出するとともに新たな情報発信源として地域社会に根ざす存在になってきました。

しかし、道路等の公共空間の秩序を維持しながら、車体利用広告物を掲出するには、一定のルールが必要となります。また、交通事業者及び広告主等は、それぞれの立場で景観との調和や交通安全等について、町民に与える影響を考慮する必要があります。

車体利用広告物が景観と調和し、また交通安全の確保及び町民に親しまれる存在となるよう、町民・事業者・行政が車体利用広告物を掲出するためのルールを共有するため、このガイドラインを制定するものです。

2 車体利用広告物のデザイン等

(1) 良好な景観形成への配慮に関する事項

街に賑わいと活気を与える表現媒体の一つとして、街並みの景観をより引き立たせるものとする。

- ア 地色又は広範囲に使用する色彩は、金銀色を使用しないこと。
- イ 車体の形状及び色調と調和したデザインとすること。
- ウ 車体への直塗装によらずラッピング技術等、容易に復元できるものとする。
- エ その他良好な景観形成を図るうえでふさわしくない色彩、デザイン等は使用しないこと。

(2) 交通安全の確保に関する事項

「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」に基づき道路における危険防止、交通の安全を図るものとする。

- ア 光、蛍光、及び法で定める以外の反射効果を有する材料を使用しないこと。
- イ 4コマ漫画等のストーリー性のある表示内容としないこと。
- ウ 縦書きや一定時間読ませることを目的とした文章は表示しないこと。
- エ 腐食、破損、脱落、剥離等のおそれのあるものを使用しないこと。
- オ 緊急車両、交通情報等と混同するおそれのあるデザインは使用しないこと。
- カ 車体の窓又はドア等のガラス部分には表示しないこと。
- キ 車両の尾灯、方向指示灯等と紛らわしいデザイン及び装備は使用しないこと。
- ク 信号及び交通標識と類似するデザインは使用しないこと。
- ケ 映像装置は使用しないこと。
- コ その他交通安全等に支障をきたすおそれのあるデザイン及び装備は使用しないこと。

(3) 町民への配慮に関する事項

栃木県青少年健全育成条例及び各種法令に基づき、社会的風紀を乱すおそれがなく、景観と調和しながら町民に広く親しんでもらえるものとする。

- ア 性や暴力を意識させるもの、射幸心を煽る等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。
- イ 人権侵害、差別及び名誉棄損にあたるものは表示しないこと。
- ウ 違法又は反社会的な業態及び商品に関するものは表示しないこと。
- エ 布教を目的とするものは表示しないこと。
- オ 政治的色合いの強いものは表示しないこと。
- カ その他社会的風紀を乱すおそれのあるデザイン等は表示しないこと。

(4) 車両の利用等に関する事項

- ア 広告物を表示することができる車両は、道路運送車両法第2条に規定する道路運送車両であって同法の規定に従って運行の用に供することができるものとする。
- イ 車両を地面に固定するなど、広告物として使用しないこと。
- ウ コンテナ、トレーラー、タンク等、車両に付随して走行する部分を固定するなど、広告物として使用しないこと。
- エ その他車両としての目的を逸脱しないこと。